

資格取得を目指す方に 給付金を支給します！



ひとり親家庭の母や父で、
就職に有利で生活の安定に役立つ資格取得を目指しませんか？

①高等職業訓練促進給付金

◇対象者

以下の全てを満たす、20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母又は父

- ①つくば市内に住所を有し、かつ、居住している者
- ②児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ③「資格取得のための修業」と「就業又は育児」の両立が困難であること
- ④ハローワークで同等の給付金を受給していないこと
- ⑤過去に当該給付金を受給したことがないこと

◇対象資格

就職に有利となる資格(※1)で、養成機関で6月以上修業するもの
(例)看護師・准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師等の国家資格や、デジタル分野等の民間資格

(※1)教育訓練給付の対象講座(一部除く) 詳しい情報はこちら→



◇支給額

・高等職業訓練促進給付金

世帯区分(※2)	支給額(※3)	支給期間
非課税	月額100,000円	修業期間に相当する期間 (上限48月★)
課税	月額70,500円	

・修了支援給付金(修了後に支給)

★支給上限月については資格によって変わります。

世帯区分(※2)	支給額
非課税	50,000円
課税	25,000円

(※2)申請者及びその同一世帯に属する方(民法第877条第1項に定める扶養義務者で生計が同じ方を含む)の市民税が課税か非課税かによって分けられます。

(※3)修了月を含む最後の12月については4万円加算されます。

②つくば市高等職業訓練修業者支援給付金

◇対象者

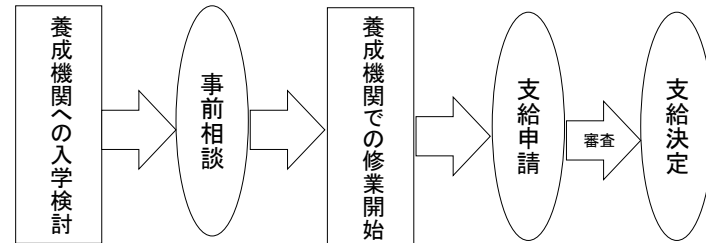
以下の全てを満たすひとり親家庭の母又は父

- ①高等職業訓練促進給付金の支給決定を受けている方
- ②市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ、居住している方
- ③養成機関修了後、資格を取得した日から1年以内につくば市において、取得した資格を必要とする業務に就労が見込まれる方

◇支給額

- ・月額 40,000円
- ・修了月を含む最後の12月を除く期間(上限3年)

【手続きの流れ】



修業前に受給資格の審査や資格取得の見込み等について、事前の面談が必要です。

※参考 ハローワークでも、資格取得に対する様々な制度があります。

本給付金(①、②)と同時併給可
一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金

本給付金(①、②)と同時併給不可

- ・求職者支援制度における職業訓練受講給付金
- ・雇用保険法第24条に定める訓練延長給付、雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金

相談は随時受け付けておりますので、こども政策課
までご連絡ください。

つくば市こども部こども政策課 029-883-1111 内線1560

